

被虐待の子どもへの非行化への対応に関する研究

- 4つの非行事例の司法福祉的視点による分析 -

鈴鹿医療科学大学 藤原正範 (1315)

キーワード：被虐待・非行化・司法福祉的視点

1. 研究目的

被虐待で児童相談所や児童福祉施設から支援を受けている子どもが、非行のある状態になったとき、児童福祉は思考停止に陥り、それまでの支援を無批判に続けるか、支援をやめるかのどちらかになることが多い。児童福祉が何ら有効な手を打つことができないため、警察等が司法の論理で事件処理に当たることになる。非行からの立ち直りは、罰を怖がらせて委縮させるのではなく、地域社会に能動的に参加させる方法によるべきである。そのためには、社会福祉の支援が必要である。子どもの触法、虞犯の行為に対する司法機関（警察、家庭裁判所等）の関与を避けることはできないが、社会福祉は、司法とは異なる論理に基づく活動を行うとともに司法との協働に努めなければならない。本研究は、年齢の低い子どもの非行事例の裁判例（家庭裁判所の審判書）を分析することにより、社会福祉と司法の協働のあり方を検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

過去3年内の「家庭裁判月報」掲載の裁判例で、15歳未満、小学生か中学生で審判を受けた少年事件を分析対象とする。各事例を、裁判官の判断、それに影響を与えた人間行動科学（家庭裁判所調査官、少年鑑別所等の報告）の知見に分け、被虐待（養育上の問題）の内容、非行化の内容、今までの社会福祉の支援、現在の課題、選択された処遇とその理由（社会福祉と司法がどういう協働を目指すか）、という項目によって理解する。分析は、「（被虐待 非行化）×支援」、「課題 処遇」の枠組みによって行う。

3. 倫理的配慮

本研究では、実際の事例を使用する。事例の取扱いについては日本社会福祉学会の研究倫理指針を厳守する。今回の4事例は『家庭裁判月報』に掲載されており、分析の前提となる情報はその事実に限る。

4. 研究結果

(1) 検討した事例は次のとおりである（具体的なケース理解に関する資料は学会当日配布の予定）。

ケースA 12歳男子少年の触法保護事件に対する広島家庭裁判所の審判（「家庭裁判月報」61-11,111-115）

ケースB 14歳女子少年の恐喝、傷害保護事件、強制的措置許可申請事件に対すさい

たま家庭裁判所熊谷支部の審判・東京高等裁判所の控訴審（「家庭裁判月報」63-3,132-140）

ケースC 14歳男子少年の傷害，住居侵入保護事件に対する名古屋家庭裁判所の審判・名古屋高等裁判所の控訴審（「家庭裁判月報」63-3,140-147）

ケースD 15歳女子少年の建造物侵入，器物損壊保護事件に対する福岡家庭裁判所の審判（「家庭裁判月報」63-3,148-155）

(2) 4つの少年事件には，それぞれ特異な側面がある。ケースAは12歳少年の事例，ケースBは強制的措置許可申請及び抗告の事例，ケースCは環境調整命令発出及び抗告の事例，ケースDは環境調整命令発出の事例である。

(3) 分析結果は次のとおりである。

（ ）×：4事例には，少年の非行化が家庭環境上の問題（主に親の生き方）の反応として生じており，いずれも児童相談所の指導を受けているが，その効果が上がっていないという共通点がある。なぜ児童相談所の支援がうまく行かなかったのかについての言及はない。少年司法の処遇は，児童福祉と同様に基本的には本人や親の自発性に基づく支援でなければならず，家庭裁判所には児童福祉の支援が効果を上げられなかった理由を明確にする責任がある。親の生き方を手の出せない問題とあきらめることなく，児童福祉が広く社会福祉の支援との協働を模索する必要がある（虐待死亡事例の多くでその必要性が指摘されている）。

：児童自立支援施設が選択されたAケースとBケースでは，その施設について裁判所が想定する性格付けが異なる。前者は「規制された環境」であり，後者は「家庭的で安心感の得られる環境（ただし，逃走防止のため強制的措置を許可）」である。Aケースでは，家庭裁判所は「義務教育の機会の付与，外傷体験に対するケア，精神的発達の促進」を送致先施設に求めたが，この中の「外傷体験に対するケア」に展望が持てるのかという疑問が湧く。Bケースでは「相互的で安定した対人関係の構築，感情のコントロール，自尊感情の醸成，情緒面の成長」を求めたが，送致先で「自尊感情の醸成」ができるだろうか。CケースとDケースはいずれも初めての家庭裁判所係属で初等少年院に送致された。両ケースとも児童相談所の在宅指導の効果が上がらなかったことを理由に，少年司法での在宅処分を早々とあきらめ，少年院への収容処分を選択した。少年院に対して，Cケースは「規範意識の涵養，基本的生活習慣の確立，勉強やスポーツへの意欲喚起，働く構え」を，Dケースは「規範意識の涵養，強固な自尊感情の醸成」を求める。この中で，強いラベリング効果を伴う少年院教育で「強固な自尊感情の醸成」を行うには困難がある。両ケースで発された環境調整命令には大きな意義があるが，児童相談所の指導（の努力）を引き継ぐという視点が求められる。

*本報告は「科学研究費補助金研究（22530642）」の一環として行った研究成果である。